

第1回 船舶管理会社に関する新たな制度検討会
議事概要

- ・日 時:平成29年10月31日(火) 15:00~17:00
- ・場 所:国土交通省低層棟共用会議室3A

- 登録船舶管理事業者制度を検討するにあたり、船舶管理会社が現状どれだけあるのか、オーナーとオペレーターの契約の実態がどのようになっているのかを把握して整理すべきではないか。把握が難しい事項については把握する方法を検討すべきではないか。
- 制度設計においては、登録事業者とマンニング事業者、みなし貸渡事業者との異同を整理する必要がある。
- 登録制度が設定された際には、事業者が登録してくれるよう、インセンティブを工夫していく必要があるのではないか。
- インセンティブの存在のみで登録船舶管理事業者が増えていくということにはならないと思われる。事業者がどれだけしっかりしているのか、どれだけ雇用を確保し、安全を確保しているのかということが船舶管理にとって重要なことであり、これらを備えた事業者の登録制度とすべきではないか。
- 船舶管理事業者の登録を更新制とする場合、登録が更新されなかった場合に、期待していたインセンティブを得られなくなるということが想定される等から、制度設計について慎重に検討する必要があるのではないか。
- この登録船舶管理事業者のインセンティブとして、将来に向かってどのように安全が担保できて、効率的に生産性が上がるかということを制度の中で作り出していくことが必要ではないか。例えば、ビッグデータの活用等の技術的な面とシステム等を融合させた運航形態が提供できる等、次の時代を見据えて考えていく必要がある。
- 登録を任意とするのか、必ず登録する必要があるとするのか、制度趣旨も踏まえ検討する必要があるのではないか。
- 登録の有効期限に関し、一律に規定するのではなく、新規登録時と更新時とで区分して検討するのも一案ではないか。
- 安全確保の重要性から、安全管理規程の内容も踏まえた制度の設計、運用を検討していくべきではないか。

(以上)